

器具及び容器包装のポジティブリスト制度について

ポジティブリスト改正告示(令和7年6月1日施行)

令和7年4月25日

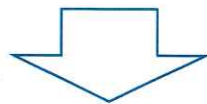
成田空港検疫所 食品監視課

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

器具・容器包装とは①

＜食品衛生法第4条第4項＞

この法律で器具とは、飲食器、割ぼう具その他食品又は添加物の採取、製造、加工、調理、貯蔵、運搬、陳列、授受又は摂取の用に供され、かつ、食品又は添加物に直接接触する機械、器具その他の物をいう。ただし、農業及び水産業における食品の採取の用に供される機械、器具その他の物は、これを含まない。



以下のようなアイテムは器具として届出ください

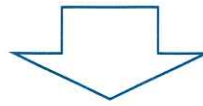
器具



器具・容器包装とは②

＜食品衛生法第4条第5項＞

この法律で容器包装とは、食品又は添加物を入れ、又は包んでいる物で、食品又は添加物を授受する場合そのまま引き渡すものをいう。



国内で以下のように使用するアイテムは、
容器包装として届出ください

容器包装



3

輸入者の責務

食品等事業者は食品等について、自らの責任において安全性を確保するため、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(食品衛生法第3条より一部省略し抜粋)

- 販売食品等の安全性の確保に係る知識及び技術の習得
- 使用する原材料の安全性の確保
- 自主検査の実施
- その他の必要な措置
 - 輸入時における検査
 - 食品衛生法違反判明時の対応等

4

有害有毒な器具又は容器包装の販売等の禁止

有毒な、若しくは有害な物質が含まれ、若しくは付着して人の健康を損なうおそれがある器具若しくは容器包装又は食品若しくは添加物に接触してこれらに有害な影響を与えることにより人の健康を損なうおそれがある器具若しくは容器包装は、これを販売し、販売の用に供するために製造し、若しくは輸入し、又は営業上使用してはならない。

(食品衛生法第16条)

5

器具又は容器包装の規格・基準の制定①

内閣総理大臣は、公衆衛生の見地から、食品衛生基準審議会の意見を聴いて、販売の用に供し、若しくは営業上使用する器具若しくは容器包装若しくはこれらの原材料につき規格を定め、又はこれらの製造方法につき基準を定めることができる。

(食品衛生法第18条第1項)

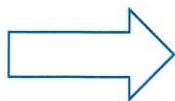


昭和34年12月28日号外厚生省告示第370号
食品、添加物等の規格基準
第3 器具及び容器包装

6

器具又は容器包装の規格・基準の制定②

前項の規定により規格又は基準が定められたときは、その規格に合わない器具若しくは容器包装を販売し、販売の用に供するために製造し、若しくは輸入し、若しくは営業上使用し、その規格に合わない原材料を使用し、又はその基準に合わない方法により器具若しくは容器包装を製造してはならない。（食品衛生法第18条第2項）



昭和34年12月28日号外厚生省告示第370号
食品、添加物等の規格基準
第3 器具及び容器包装

これに合わないものを輸入してはならない

7

食品衛生法等の一部を改正する法律の概要（平成30年6月13日公布）

改正の趣旨

○我が国の食をとりまく環境変化や国際化等に対応し、食品の安全を確保するため、広域的な食中毒事案への対策強化、事業者による衛生管理の向上、食品による健康被害情報等の把握や対応を的確に行うとともに、国際整合的な食品用器具等の衛生規制の整備、実態等に応じた営業許可・届出制度や食品リコール情報の報告制度の創設等の措置を講ずる。

改正の概要

1. 広域的な食中毒事案への対策強化

国や都道府県等が、広域的な食中毒事案の発生や拡大防止等のため、相互に連携や協力を行うこととともに、厚生労働大臣が、関係者で構成する広域連携協議会を設置し、緊急を要する場合には、当該協議会を活用し、対応に努めることとする。

2. HACCP（ハサップ）*に沿った衛生管理の制度化

原則として、すべての食品等事業者には、一般衛生管理に加え、HACCPに沿った衛生管理の実施を求める。ただし、規模や業種等を考慮した一定の営業者については、取り扱う食品の特性等に応じた衛生管理とする。

* 事業者が食中毒菌汚染等の危害要因を把握した上で、原材料の入荷から製品出荷までの全工程の中で、危害要因を除去低減させるために特に重要な工程を管理し、安全性を確保する衛生管理手法。先進国を中心に義務化が進められている。

3. 特別の注意を必要とする成分等を含む食品による健康被害情報の収集

健康被害の発生を未然に防止する見地から、特別の注意を必要とする成分等を含む食品について、事業者から行政への健康被害情報の届出を求める。

4. 国際整合的な食品用器具・容器包装の衛生規制の整備

食品用器具・容器包装について、安全性を評価した物質のみ使用可能とするポジティブリスト制度の導入等を行う。

5. 営業許可制度の見直し、営業届出制度の創設

実態に応じた営業許可業種への見直しや、現行の営業許可業種（政令で定める34業種）以外の事業者の届出制の創設を行う。
（届出制に合成樹脂製器具・容器包装の製造・加工業を含む）

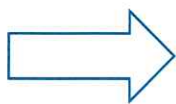
6. 食品リコール情報の報告制度の創設

営業者が自主回収を行う場合に、自治体へ報告する仕組みの構築を行う。

7. その他（乳製品・水産食品の衛生証明書の添付等の輸入要件化、自治体等の食品輸出関係事務に係る規定の創設等）

器具又は容器包装の規格・基準の制定③

器具又は容器包装には、成分の食品への溶出又は浸出による公衆衛生に与える影響を考慮して政令で定める材質の原材料であつて、これに含まれる物質（その物質が化学的に変化して生成した物質を除く。）について、当該原材料を使用して製造される器具若しくは容器包装に含有されることが許容される量又は当該原材料を使用して製造される器具若しくは容器包装から溶出し、若しくは浸出して食品に混和することが許容される量が第一項の規格に定められていないものは、使用してはならない。（食品衛生法第18条第3項）



原則使用を禁止=**ポジティブリスト制度**

政令で定める材質は、**合成樹脂**とされている
(昭和28年政令第229号 食品衛生法施行令 第1条)

9

器具又は容器包装の規格・基準の制定④

ただし、当該物質が人の健康を損なうおそれのない量として内閣総理大臣が食品衛生基準審議会の意見を聴いて定める量を超えて溶出し、又は浸出して食品に混和するおそれがないように器具又は容器包装が加工されている場合（当該物質が器具又は容器包装の食品に接触する部分に使用される場合を除く。）については、この限りでない。
(食品衛生法第18条第3項)



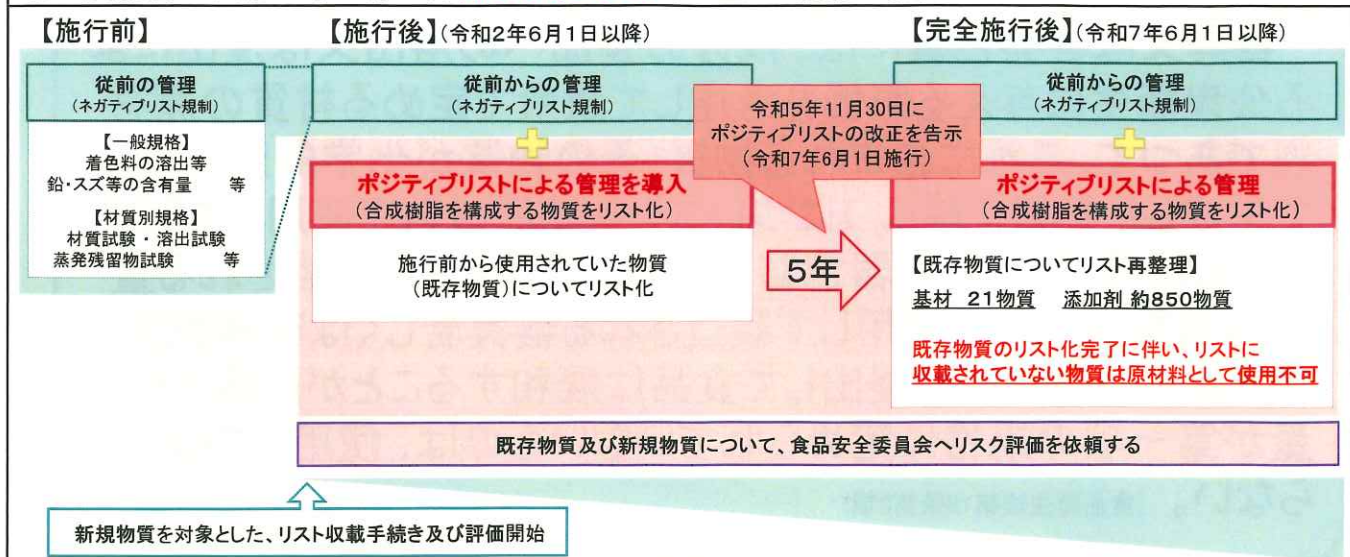
人の健康を損なうおそれのない量として内閣総理大臣が食品衛生基準審議会の意見を聴いて定める量=0.01mg/kg

(令和2年4月28日 厚生労働省告示第195号)

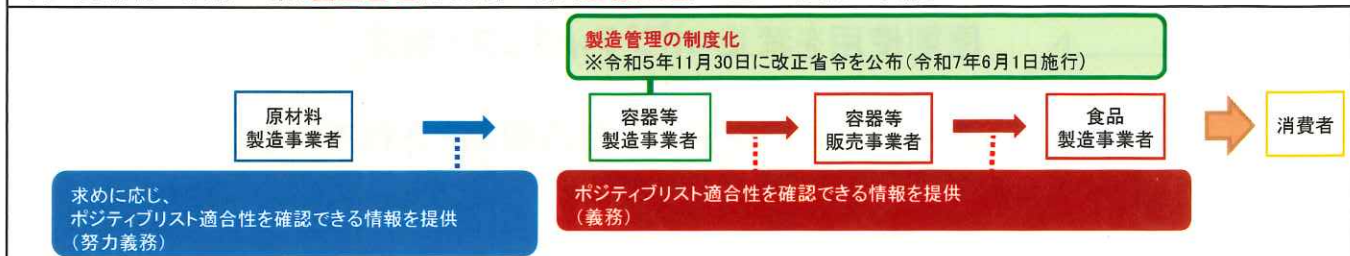
10

食品用器具及び容器包装のポジティブリスト制度について

改正食品衛生法第18条の第3項(ポジティブリスト)に基づく規格の設定



改正食品衛生法第52条(製造管理)及び第53条(情報伝達)に基づく運用の実施



ポジティブリストについて

ポジティブリスト改正告示（令和7年6月1日施行）

[テーマ別メニュー](#)

[消費者庁について](#)

[お知らせ](#)

[政策](#)

[法令](#)

[刊行物](#)

[消費者庁ホーム](#) > [政策](#) > [政策一覧\(消費者庁のしごと\)](#) > [食品衛生基準審査](#)

食品衛生基準審査 -食品衛生に関する規格・基準の策定に取り組みます-

食品中の残留農薬等

食品中の農薬、飼料添加物及び動物用医薬品の残留基準の設定方法や試験法等を紹介しています。

- ▶ [ポジティブリスト制度について\(Q&A\)](#)
- ▶ [よくある質問](#)
- ▶ [施行通知](#)
- ▶ [試験法に関する通知等](#)
- ▶ [ポジティブリスト制度に関する通知等](#)

器具・容器包装、おもちゃ、洗浄剤

器具・容器包装・おもちゃ等に関する規格基準について紹介しています。

- ▶ [食品用器具・容器包装のポジティブリスト制度について\(2025年5月31日まで\)](#)
- ▶ [食品用器具・容器包装のポジティブリスト制度について\(2025年6月1日以降\)](#)

13

ポジティブリスト改正告示（令和7年6月1日施行）

食品、添加物等の規格基準の一部改正について

「食品、添加物等の規格基準の一部改正(令和6年3月12日薬事・食品衛生審議会器具・容器包装部会で審議)に関するWTO通報

 [The contents to be amended to the amended Positive List \[PDF:105KB\]](#)

※令和6年6月22日までパブリックコメントを募集しています。

器具・容器包装のポジティブリストの改正について(令和5年11月30日公布)

 [食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件\(令和5年厚生労働省告示第324号\)\[PDF: 87KB\]](#)

上記告示で厚生労働省のホームページにより公表するとして別表第1は以下のとおり。

 [別表第1〔全体版〕 \[PDF: 246KB\]](#)

参考

別表第1〔分割版〕

 [第1表\[PDF: 47KB\]](#)

 [第2表\[PDF: 200KB\]](#)

ポジティブリストを確認するための参考情報

 [別表第1第1表の参考情報_ Table 1 \(Base materials\)\[PDF: 14KB\]](#)

 [別表第1第2表の参考情報_ Table 2 \(Additives\)\[PDF: 135KB\]](#)

 [別表第1第1表に係るモノマー等の参考情報_Annex 1~21 \[PDF: 190KB\]](#)

14

ポジティブリストの対象範囲

大分類		小分類	物質例	PL対象
無機物質		金属	鉄、銅、アルミ	対象外
		非金属	ケイ酸塩、炭酸塩等	対象外
		未精製の無機物	岩石、土、砂	対象外
有機物質	天然有機物	未精製の天然物	植物、抽出物	対象外
		天然高分子物質	植物繊維	対象外
		精製された天然低分子物質	油脂、脂肪酸	第2表 (添加剤)
	合成有機物	合成有機高分子物質（固体）	ポリマー（合成樹脂）	第1表 (基材)
			ポリマー（ゴム）	対象外
		合成有機高分子物質（液体）	PEG、ポリグリセロール	第2表 (添加剤)
		合成有機低分子物質	—	第2表 (添加剤)

※ポジティブリストによる管理の対象外の物質は、ポジティブリストへの掲載がなくても引き続き使用可能ですが、従前の管理を遵守いただき、事業者自らの責任において安全性の確保を行う必要があります。

15

合成樹脂の整理（既存物質の再整理）

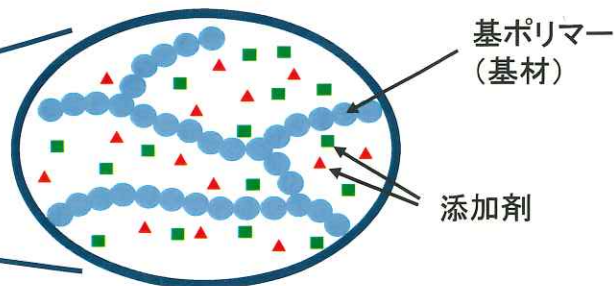
	熱可塑性あり	熱可塑性なし
プラスチック	熱可塑性プラスチック 例) ポリエチレン、ポリスチレン	熱硬化性プラスチック 例) メラミン樹脂、フェノール樹脂
エラストマー	熱可塑性エラストマー 例) ポリスチレンエラストマー、スチレン・ブロック共重合体	ゴム（熱硬化性エラストマー） 例) ブタジエンゴム、ニトリルゴム

「ゴム」を除く部分を合成樹脂とし、ポジティブリストの対象とする。

合成樹脂製容器包装
(最終製品)



合成樹脂の原材料に含まれる物質
(化学的に変化して生成した物質を除く)



合成樹脂が主たる場合は、合成樹脂製
合成樹脂 + ガラス繊維
→ 合成樹脂ではない材質
合成樹脂 + ラメ (金属)



原材料は、材質で分ける
合成樹脂：ポジティブリスト対象
ガラス繊維、金属：対象外

16

ポジティブリスト改正告示（令和7年6月1日施行）

食品、添加物等の規格基準の一部改正について

「食品、添加物等の規格基準の一部改正(令和6年3月12日薬事・食品衛生審議会器具・容器包装部会で審議)に関するWTO通報

 The contents to be amended to the amended Positive List [PDF: 105KB]

※令和6年6月22日までパブリックコメントを募集しています。

器具・容器包装のポジティブリストの改正について(令和5年11月30日公布)

 食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件(令和5年厚生労働省告示第324号)[PDF: 87KB]

上記告示で厚生労働省のホームページにより公表するとして別表第1は以下のとおり。

 別表第1（全体版）[PDF: 246KB]

参考

別表第1（分割版）

 第1表[PDF: 47KB]

 第2表[PDF: 200KB]



第1表：基材
第2表：添加剤

ポジティブリストを確認するための参考情報

 別表第1第1表の参考情報_ Table 1 (Base materials)[PDF: 14KB]

 別表第1第2表の参考情報_ Table 2 (Additives)[PDF: 135KB]

 別表第1第1表に係るモノマー等の参考情報_Annex 1～21 [PDF: 190KB]

17

再整理 ＜全体像＞

運用上、数平均や重量平均を問わず、「重合体の製造設計をする時に目標とした分子量」で判断

➤ 収載物質の範囲の明確化

・基材(基ポリマー)・・・合成樹脂中の重合体(分子量1000以上)

【第1表】→合成有機高分子物質*

・添加剤・・・原則、分子量1000未満で、以下のいずれも満たす物質

・基材の物理的又は化学的性質を変化させるもの

・最終製品中に化学反応せず残存することを意図して用いられるもの

【第2表】→有機低分子物質

基材に該当するものは【第1表】に再編

*：常温常圧で液状のもの、又は特殊な官能基を有しその官能基が【基材】に対して特有の効果を発揮するもの（分子量2000程度を目安とする）は、【有機低分子物質】と同様のリスク管理が必要と考えられるため、【添加剤】として【第2表】で管理する。

➤ 制度の運用を考慮した改編

・第1表(1)と第1表(2)の統合と収載物質の整理

・収載方法の変更と材質区分(合成樹脂区分)の整理

・基材の98%超が、第1表に収載されているモノマーで構成されることとする

→第1表(3)(微量モノマー)の撤廃

➤ 制限の撤廃

・使用可能な食品区分及び温度に関する制限の撤廃

18

ポジティブリストの対象外となる物質

➤ 合成樹脂の原材料に該当しない物質

- ・熱可塑性を持たない弾性体(ゴムの原材料に該当する物質)
- ・無機物質(金属、非金属、岩石、土砂)
- ・天然物(特定の成分のみを精製して得られた物質または物質群を除く。)またはその化学反応物(抽出物、エキス、ロジン、ナフサ等の抽出物、蒸留物、残留物等)
- ・天然物由来の有機高分子物質またはその化学反応物(デンプン、タンパク質等)
- ・器具・容器包装から放出され、食品に移行して作用することを目的とする物質

食品に移行することを前提とした物質であるため、合成樹脂の原材料に該当しないものとして扱う。

- ・帯電防止、防曇等を目的として、器具・容器包装の原材料等の表面に付着させる液体状または粉体状の物質(塗布剤)
塗布する材質が合成樹脂に限定されず、材質の表面に独立して存在するものであるため、合成樹脂の原材料に該当しないものとして扱う。

➤ 原材料に含まれる物質が化学的に変化して生成した物質

- 食品に接触しない部分に使用された物質であって人の健康を損なうおそれのない量を超えて溶出又は浸出するおそれがない物質

19

ポジティブリスト改正告示（令和7年6月1日施行）

食品、添加物等の規格基準の一部改正について

「食品、添加物等の規格基準の一部改正(令和6年3月12日薬事・食品衛生審議会器具・容器包装部会で審議)に関するWTO通報

 The contents to be amended to the amended Positive List [PDF:105KB]

※令和6年6月22日までパブリックコメントを募集しています。

器具・容器包装のポジティブリストの改正について(令和5年11月30日公布)

 食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件(令和5年厚生労働省告示第324号)[PDF: 87KB]

上記告示で厚生労働省のホームページにより公表するとして別表第1は以下のとおり。

 別表第1〔全体版〕[PDF: 246KB]

参考

別表第1〔分割版〕

 第1表[PDF: 47KB]

 第2表[PDF: 200KB]

ポジティブリストを確認するための参考情報

 別表第1第1表の参考情報_ Table 1 (Base materials)[PDF: 14KB]

 別表第1第2表の参考情報_ Table 2 (Additives)[PDF: 135KB]

 別表第1第1表に係るモノマー等の参考情報_Annex 1~21 [PDF: 190KB]



物質の英名、
CAS登録番号

20

情報伝達について

21

食品衛生法条文（事業者間の適切な情報伝達）

第53条

第18条第3項に規定する政令で定める材質の原材料が使用された器具又は容器包装を販売し、又は販売の用に供するために製造し、若しくは輸入する者は、厚生労働省令で定めるところにより、その取り扱う器具又は容器包装の販売の相手方に対し、当該取り扱う器具又は容器包装が次の各号のいずれかに該当する旨を説明しなければならない。

- 一 第18条第3項に規定する政令で定める材質の原材料について、同条第1項の規定により定められた規格に適合しているもののみを使用した器具又は容器包装であること。
- 二 第18条第3項ただし書に規定する加工がされている器具又は容器包装であること。

PL制度対象の器具・容器包装を販売、製造、輸入する事業者の情報伝達（義務規定）



食品衛生法施行規則で規定

② 器具又は容器包装の原材料であって、第18条第3項に規定する政令で定める材質のものを販売し、又は販売の用に供するために製造し、若しくは輸入する者は、当該原材料を使用して器具又は容器包装を製造する者から、当該原材料が同条第1項の規定により定められた規格に適合しているものである旨の確認を求められた場合には、厚生労働省令で定めるところにより、必要な説明をするよう努めなければならない。

PL制度対象の器具・容器包装の原材料を販売、製造、輸入する事業者の情報伝達（努力規定）



食品衛生法施行規則で規定

事業者間の適切な情報伝達（概要）

器具又は容器包装の原材料（合成樹脂）がポジティブリストに適合していることが確認できる情報が、事業者間で伝達されることが必要

＜情報伝達に関する省令の概要＞

- ・ 説明する事項は、説明対象を特定する情報及びポジティブリストに適合（食品衛生法第18条第3項ただし書に規定する加工がされている場合を含む）していることが確認できる情報
- ・ 事業者間で情報伝達のための体制を整え、変更があった場合は速やかに伝達する

施行通知（令和元年11月7日 生食発1107第1号。最終改正：令和5年12月27日 健生発1227第3号）

5 器具又は容器包装に関する事項

ハ 情報伝達に関する事項（施行規則第66条の6関係）

- ii. 営業者間の情報伝達を想定したものであること。
- iii. 伝達する内容は、ポジティブリストへの適合性等の確認に資する情報であって、必ずしも個別物質の開示等が必要ではないこと。
- iv. 情報を伝達する方法は特段定めないが、営業者における情報の記録又は保存等により、事後的に確認する手段を確保する必要があること。
- v. 営業者間の契約締結時における仕様書等、入荷時の品質保証書等、業界団体の確認証明書、その他法第18条第3項の規定の適合性等を傍証する書類等の活用も可能であると考えられること。



23

その他の動きについて

主な熱可塑性エラストマー(TPE)

TPEの分類	JIS略号	届出の材質	届出への記入(例)	規格検査
TPA アミド系TPE	TPA-EE【TPAE】	KPA (KRZ)	KPA=アミド系TPE KRZ=アミド系TPE	ポリアミド(ナイロン) の規格検査
TPC エステル系 TPE	TPC-EE【TPEE】	KRZ	KRZ=エステル系TPE	合成樹脂の 一般規格検査
TPO オレフィン系 TPE	TPO-(EPDM+PP)	KPP (KRZ)	KPP=オレフィン系TPE KRZ=オレフィン系TPE	ポリプロピレンの 規格検査
TPS スチレン系 TPE	TPS-SBS【SBS】	KPS (KRZ)	KPS=スチレン系TPE KRZ=スチレン系TPE	ポリスチレンの 規格検査
	TPS-SEBS【SEBS】	KPS (KRZ)	KPS=スチレン系TPE KRZ=スチレン系TPE	ポリスチレンの 規格検査
TPU ウレタン系TPE	TPU-AREE	KPU (KRZ)	KPU=ウレタン系TPE KRZ=ウレタン系TPE	合成樹脂の 一般規格検査
TPV 動的加硫系 TPE	TPV-(EPDM+PP)	KRB	-	ゴムの規格検査

25

食品用PETボトル等のプリフォームについて

- 食品用PETボトル等のプリフォーム(以下「プリフォーム」という。)については、これまで容器包装の原料と整理されてきたところであるが、「器具又は容器包装を製造する営業の届出について」(令和6年3月28日付け健生食基発0328第11号・健生食監発0328第11号)に基づき、容器包装に該当すると改めて整理され、プリフォームを製造する営業は食品衛生法(以下「法」という。)第57条第1項に基づく営業の届出対象とすることとなった。(引用:「食品用PETボトル等のプリフォームの取扱いについて」(令和7年1月20日付け健生食輸発0120第1号))
- なお上記の整理に伴い、令和7年6月1日以降は食品等輸入届出の提出が必須となる。

再生プラスチック原料の使用について

- 合成樹脂の原材料として使用する「リサイクル材料」は、ポジティブリストに適合している必要がある。
- 施行規則第 66 条の5第2項に規定する食品衛生上の危害の発生を防止するために必要な再生プラスチック材料に関するリスク管理の参考として「食品用器具及び容器包装の製造に用いる合成樹脂の原材料としてのリサイクル材料の使用に関する指針」について(令和6年3月28日付け健生食基発0328第7号・健生食監発0328第7号)が発出された。
- 参考URL <https://www.mhlw.go.jp/content/11135200/001238005.pdf>

27

成田空港検疫所でのポジティブリストに関する取扱いのまとめ

ポジティブリスト制度に関する成田空港検疫所での取扱い①

ポジティブリストの確認

- 検疫所への届出において、ポジティブリストへの適合性の確認は、個別物質の把握は必須ではなく、ポジティブリストに適合していることの確認となります。ポジティブリストに適合していることを確認できる情報等については、基本的に提出を求めませんが、必要に応じて提出できるように御準備ください。
- ポジティブリストに適合していることがわかる情報等を入手したら、届出の備考欄に「ポジティブリスト適合」や「ポジリス適合」と入力して届出してください。
- 食品を輸入する時に食品を包んでいるの容器包装の包装資材が合成樹脂である場合、ポジティブリストに適合している旨を届出へ記載する必要はありません。しかし、メーカー等からポジティブリストに適合していることがわかる書類を取得しておいてください。

規格検査に関して

- 器具若しくは容器包装又はこれらの原材料の材質別規格に関しては、今後も適合する必要があるため、今までどおり登録検査機関や外国の公的検査機関の成績書を付けてください。

29

ポジティブリスト制度に関する成田空港検疫所での取扱い②

ポジティブリストへの適合に関して

- 令和7年5月31日までに輸入されるものは、経過措置対象か旧リストに適合する必要がある。令和7年6月1日から輸入されるものは新リストに適合する必要があります。
- 令和7年6月1日からのリストに関しては、令和5年11月30日付け健生食基発 1130 第2号および令和5年11月30日付け健生食基発 1130 第5号に関しても確認が必要になります。

海外で食品等製造時の器具

- 食品衛生法第18条の規定では、海外で食品を製造する際に使用する製造用の機械等の器具は規制の対象として含まれていないが、日本に輸入される食品の製造工程における安全性の確保は、輸入者の責務です。

30